

令和4年9月16日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録  
審議事項：林地開発許可について

令和4年10月11日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

事務局 (阿曾班長)	定刻となりましたので、令和4年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を開催します。 森林保全課の阿曾です。よろしくお願いします。 本日は、個別諮問案件1件と、包括諮問案件3件の答申報告に対し、御意見を頂戴したいと思います。 それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曾班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 今泉部会長、よろしくお願いします。
今泉議長	それでは、本日の議題に入っていきます。 今回は、個別諮問1件と、包括諮問3件ということですが、個別諮問は午前中に見ていただいたように、長期間にわたる事業で、残土の量もかなりあるということです。ぜひ活発な議論をお願いします。 それでは、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (阿曾班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がいないので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (阿曾班長)	委員の皆様には、予めピンク色のファイルの「令和4年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会 資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。 資料は、お手元にございますでしょうか。

事務局 (阿曾班長)	<p>よろしければ、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員4人に御出席いただいています。静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p>
今泉議長	<p>本日は、個別諮問案件が1件、包括諮問案件が3件とのことです。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行への御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしております、■■委員にお願いしたいと思います。</p>
今泉議長	<p>それでは、議案 個別諮問案件の審議に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>まず、ピンク色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林地開発許可について」を御覧ください。</p> <p>今回御審議をお願いする案件は、午前中に現地調査を実施しました「農用地の造成及び残土処分場の建設」です。</p> <p>今回、新たに開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上であることから、お手元の例規集インデックスの3番にあります諮問の取扱い基準第1の1(1)に該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、内容について御説明します。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>(個別諮問 案件説明)</p>
今泉議長	<p>それでは、質問に移りたいと思います。</p> <p>質問がある委員は挙手のうえ、発言をお願いします。</p>
■■委員	<p>今回盛土が非常に多いので、制度の建付けの質問です。</p> <p>審査項目のところにあるように、今回は盛土の最大高さが42.3mになるということもあり、盛土検討委員会で様々な評価がされているということです。検討委員会の設置者や、その構成メンバーがどういうものをつくり、何か県に提出されているのか、これから出てくるのか、教えてください。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>報告書が県にも提出されています。</p> <p>委員には大学の先生が入っていたと思いますが、確認してまた改めてお答えします。</p> <p>委員会は、事業者が自主的に設置しています。</p>
■■委員	<p>それは、県のルールですか。</p>
森林保全課 (阿曾班長)	<p>県でルールを定めているわけではなく、例外措置としています。以前にも同様のやり方で許可をした事例があり、それに倣って実施した</p>

	<p>ものです。</p>
<p>■■委員</p>	<p>こういった残土処分場の建設は、防災工事を先にやってから残土を置くことになると思います。林地開発調書を見ると、着工が令和4年9月の許可の日からと書かれていますが、許可されてすぐに工事を始めるのか、それとも先に河川改修を行うのでしょうか。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>河川改修を行ってからの着工になります。また、着工後は、調整池から取り掛かることになります。これらは同時並行になる可能性もありますが、本体の造成工事を行う前には、調整池兼沈砂池の施工が終わっているという順番です。</p>
<p>■■委員</p>	<p>少なくとも、本体の工事を行う前に、調整池と河川改修は終わっているということですね。</p>
<p>■■委員</p>	<p>地権者への説明として、組長会議で説明、協力依頼をされて、区長からの意見として、災害の防止に努めてほしい、下流での水害、産業廃棄物や汚染土の混入、汚染された水の流出や土砂の流出が心配とあります。全国の似たようなケースで、工事中あるいは工事終わった後に土砂が流出するということがたくさん起きていると思います。この対応として、書かれているもので本当に十分なのかという気がします。</p> <p>災害や水の流出は大雨の時におそらく起きますが、例えば雨が降った直後に、何か問題が発生した場合、どのように対応してもらえるのか触れられていません。自治会としては、年に1回の報告だけではなく、心配を取り除くために必要なことだと思いますが、意見として付けることは可能ですか。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>御意見として付けることは可能です。</p>
<p>■■委員</p>	<p>心配を取り除くためには、ある程度大雨が降った後に何か起きた場合は、即座に対応を要請するというようなこと、それに対して誠実に対応してもらおうという意見つけた方がいいと思います。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>先ほどの盛土の委員会の件です。</p>
<p>森林保全課 (村松主査)</p>	<p>先ほど御質問いただいた盛土検討委員会の構成員について御説明します。</p> <p>構成員は3人で、うち2人が大学の先生です。もう一人は地質調査業協会の方です。</p> <p>検討を何回かやっており、最終の報告として、令和4年2月13日に報告書が提出されています。</p>

■■委員	調整池が道路を挟む形になっていますが、道路の下を全部通る設計になっているという理解でよいですか。
森林保全課 (阿曾班長)	道路の下を通る計画になっています。 許可を取った後に、工事を行うことになります。
■■委員	道路の高さは変わらないですか。
森林保全課 (阿曾班長)	変わりません。道路を掘り、管を通す工事を行います。
森林保全課 (阿曾班長)	■■委員から質問のあった暗渠ですが、地下排水の計画平面図です。(図面を示して説明) 地表面より多く、谷に沿って暗渠を設置します。中央の暗渠から枝分かれする形でそれぞれの谷に暗渠が入ります。
■■委員	快適環境形成機能維持増進森林は市町村森林整備計画で決められているとのことですが、市町村森林整備計画から外す承認を市から取って計画しているのでしょうか。
森林保全課 (阿曾班長)	外すという承認はなく、地域一帯がそのような森林に位置付けられているということです。
■■委員	あまり聞いたことがない名前ですが、住宅地から離れた森などを選定するのでしょうか。
森林保全課 (阿曾班長)	おそらくそうだと思います。 林地開発では林業の促進といったことも審査することになっていますが、この場所は林業が盛んな場所ではないという位置づけであることがわかると思います。
■■委員	森林計画で何々森林と名前がついているということは目的があったということだと思いますが、その森林が減っても、市として問題がないということでしょうか。
森林保全課 (阿曾班長)	開発を止めることはできないので、もし林業が盛んなところで転用するとなると、それは考える必要が出てくるかもしれません。市町村森林計画の中での位置づけも知ったうえで、委員の皆様にご審議いただくことが調書に記載している趣旨です。 ここについては、林業が盛んな場所を転用するのではないという趣旨で、市が良し悪しを判断するというものではありません。
■■委員	残土を埋め立てる場合、その中にいろいろな重金属等有害物質が入っている可能性もあり、空気に触れたりしていろんな物質に変化するということがありうるわけです。 水質が変わったかどうかは、工事を始める前の河川の水質をあらかじめ知ったうえで、工事と共にどう変わったかを比較しないと、もと

	<p>もとそうだったのかという話になりそうです。工事が始まる前の水質を、どういう項目で、どれだけ把握しているのか。水質の項目と、年1回というのも気になります。水質は季節によって変動する可能性もあり、夏場と冬場では多分違うので、最低、年4回ぐらい必要ではないかと思います。現時点で、どういう水質を把握していますか。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>水質調査の項目については、審査対象になっていないため確認していません。また許可前に水質の調査をやらなければならないということも審査基準にないため、森林法で言うことはできませんが、県盛土条例では水質調査をすることになっています。当該事業も盛土条例の対象になるため、水質については、そちらで確認することになります。</p>
<p>■■委員</p>	<p>盛土条例では、調査の項目や回数は定められていますか。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>決まっています。</p>
<p>■■委員</p>	<p>わかりました。そちらの許可の手続きに委ねるということですね。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>御意見として、しっかりやるようにと付けていただくことはできます。</p>
<p>■■委員</p>	<p>盛土は安定解析が行われているということですね。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>長大な盛土全体で安定計算を行っています。 (安定計算の円弧すべりの図を説明)</p>
<p>■■委員</p>	<p>工事を実際始める段階で詳細な地質調査が改めて行われるということですが、その結果は事務局で確認しますか。</p>
<p>森林保全課 (阿曾班長)</p>	<p>報告をもらい、県で確認したうえで、施工することになります。許可の条件に付しています。</p>
<p>■■委員</p>	<p>詳細調査により安全率等が変わってくる可能性があると思いますが、チェック機能があるということですね。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>前回の審議会で■■委員から指摘のあった調整池の許容放流量の記載ですが、本件の資料はまだ御指摘に対応していません。 降雨強度換算で、計画値について、①の全体の許容放流量が42.9 mm/h、②の調整池が32.2 mm/hとなります。</p>
<p>■■委員</p>	<p>計画値は①と②で同じ数値になると思っていました。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>調整池の分は、直接放流が除かれるため、数値が変わってきます。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>その他いかがでしょうか。 よろしければ、付帯意見及び指導事項の取りまとめに入ります。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>先ほど災害等に関する意見が出ました。</p>

	「災害等が発生した場合は速やかに地域住民へ報告するとともに、適切な対策を行うこと」でいかがでしょうか。
■■委員	<p>災害というと巨大なものが起きたという印象なので、「災害や土砂の流出等」でいかがでしょうか。</p> <p>一番あり得るのは土砂の流出だと思います。想定外の、道路や人家に土砂が流出したときに対応してもらうことが、地域住民としては大事だと思います。</p>
今泉議長	水質調査を確実に行うような指導事項を入れますか。
■■委員	<p>盛土条例によって詳細が決まるということであれば、決まった内容を着実にやり地域住民に報告することを加えてはどうでしょうか。</p> <p>さらに言えば工事前、工事中、工事後を比較した結果を地域住民に報告することです。</p> <p>条例に基づく水質調査の項目がわかりませんが、濁水は入っていないのではないのでしょうか。</p>
事務局 (阿曾班長)	盛土条例の水質基準は、化学物質です。
■■委員	可能性があるのはクロムやマンガンとか重金属だと思いますが、産廃が持ち込まれることがあると変なものが見つかる可能性があります。
■■委員	<p>過去の採石場の案件では、確実な緑化を行うことを指導事項に入れています。今回の場所はほとんどが農地になりますが、一部に斜面がでてきます。造成斜面の緑化についても加えてみてはどうでしょうか。</p> <p>緑化は樹種等決めて計画が立てられています。切土盛土斜面については工事完了後、順次緑化計画に従い緑化することとしてはいかがでしょうか。シカの食害対策や管理も必要ですが、まずは緑化を確実にやる必要があると思います。</p>
今泉議長	<p>以上の3項目については、指導事項に相当するかと思います。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、改めて答申案についてまとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や土砂の流出が発生した場合は、速やかに地域住民へ報告するとともに、適切な対策を行うこと。</li> <li>・「静岡県盛土等の規制に関する条例」に基づく水質調査を行い、工事前、工事中及び工事後を比較した結果を、地域住民へ報告すること。</li> <li>・切土・盛土の斜面については、工事完了後、順次緑化計画に従い、</li> </ul>

	<p>緑化すること。</p> <p>以上を指導事項としたうえで、議案(1)、掛川市板沢における農用地の造成及び残土処分場の建設に係る林地開発許可申請については、『森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということで答申します。よろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
今泉議長	それでは、続いて、報告事項の包括諮問案件の説明及び答申報告をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	<p>それでは、包括諮問案件につきまして、答申内容を報告します。</p> <p>まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。</p> <p>なお、全部で3件ございます。</p> <p>初めに、包括諮問のインデックス1番、裾野市富沢における「工場・事業場の設置(機械部品製造工場の建設)」について審査機関である東部農林事務所から説明します。</p>
東部農林事務所 (内藤主任)	(包括諮問 許可1 案件説明)
事務局 (阿曾班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。
事務局 (阿曾班長)	次に、包括諮問のインデックス2番、掛川市大坂における「土石の採掘(砂利)及び一部農地造成」について審査機関である中遠農林事務所から説明します。
中遠農林事務所 (平尾主査)	(包括諮問 許可2 案件説明)
事務局 (阿曾班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「①最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。②造成森林の種子吹付に使用する木本類及び植栽の樹種は、3種以上を検討すること。」を付しております。</p>
事務局 (阿曾班長)	次に、包括諮問のインデックス3番、磐田市向笠竹之内における「土石の採掘(砂利)」について審査機関である磐田市から説明します。
磐田市 (出沢主事)	(包括諮問 許可3 案件説明)
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公

(阿曾班長)	<p>益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「①最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。②調整池の下流水路部の盛土及び周辺について、早期に緑化を行うこと。③造成森林の種子吹付に使用する木本類及び植栽の樹種は、3種以上を検討すること。」を付しております。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>■■委員から前回の審議会で御意見のあった土砂災害警戒区域について、最初の東部農林事務所から報告のあった案件について、区域に該当しないことを確認しています。</p> <p>土砂災害警戒区域は、下流に人家等建物を作るときに、規制がかかります。土地の改変について、規制はありません。</p> <p>今後、他法令の中でどのように位置づけるかということを検討してから、次回に反映させるようにしたいと思います。次回以降に、何かしらの報告をしたいと思います。</p> <p>以上、3件を報告しました。</p>
今泉議長	<p>ただいまの3件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうで発言をお願いします。</p>
■■委員	<p>3番目の案件について、土砂災害警戒区域が含まれているとのことですが、どの辺にどのような形で含まれていますか。</p>
磐田市 (出沢主事)	<p>(図面で説明)</p>
■■委員	<p>周辺の家が保全対象になっているということですね。</p> <p>警戒区域は、工事で斜面の上のほうが掘削されるということですか。</p>
磐田市 (松井主査)	<p>警戒区域を含めて土砂の採取を行うため、警戒区域がなくなるイメージです。警戒区域以外は、1:1.5の安定勾配で掘削を行うため、防災上も本開発行為は問題ないと考えています。</p>
■■委員	<p>残置森林は残るので、警戒区域がなくなるかはわかりません。</p>
■■委員	<p>3番目の案件の他法令の処理状況で、他と比べ記載している法令の数が少ない。土砂災害防止法や保安林等の記載がないです。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>以前の様式になっているため、最新の様式を提供し使用してもらうようにします。</p>
■■委員	<p>3番目の案件について、前回の指導事項への対応で、緑化樹種の選定を試験的に行っているとの回答がありました。前回は7年前ですが、まだ試験中ということですか。</p>
磐田市 (出沢主事)	<p>種から育てている状況です。現在、掘削を行っているところで、緑化は先になるため、よい樹種を選ぶために、試験を続けています。</p>

今泉議長	ほかに、よろしいでしょうか。 以上で、包括諮問の質疑応答を終わります。
今泉議長	最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明をお願いします。
事務局 (阿曾班長)	次回の林地保全部会の開催予定について説明します。 12月に計画している部会については、基本の開催日である第2水曜日の場合、12月14日となりますが、森林審議会本会と同日の開催ということで、その兼ね合いもあり、12月13日(火)に開催する方向で検討しております。
今泉議長	事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。
事務局 (阿曾班長)	1点訂正です。個別諮問の質疑において許容放流量の換算について計画値と御説明しましたが、基準値の誤りでした。 次回以降、きちんと調書に記載します。 以上です。
今泉議長	では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への指導事項に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で報告してください。 また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。
今泉議長	事務局から他に何かありますか。
事務局 (阿曾班長)	特にありません。
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただきます。事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (阿曾班長)	今泉部会長、ありがとうございました。 以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曾班長)	以上をもちまして、令和4年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を閉会します。